

令和5年4月

保 護 者 様

西脇市教育委員会

生徒指導上の課題に係る対応について（協力依頼）

春風の候、保護者の皆さまにはますます健勝のことと存じ上げます。平素は、本市の教育活動にご理解・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

新たな年度を迎える、子ども達は学校生活に希望を膨らませていることと思います。そんな子ども達には、学習や行事等における他者との関わりを通して、多くの事を学び、健やかに成長してほしいと考えています。他者との関わりにおいては、問題やトラブル等が度々起りますが、その経験が糧となり、子ども達の成長につながるような指導及び支援を行っていきたいと考えております。

しかし、問題やトラブルの中には、軽はずみな言動から相手を深く傷つけたり、衝動的な気持ちを抑えきれず物に当って壊してしまったりする等、いじめや触法にあたる行為もあり、解決するまでに時間を要する場合があります。

新年度にあたり、改めて学校と市教育委員会が法令に基づき対応している内容をお伝えしますので、ご家庭においてもお子様と一緒に確認する時間をとっていただき、子ども達が学校生活を安心・安全に過ごせるよう、ご理解とご協力を願います。

記

1 暴力行為や器物損壊等の触法行為が発生した場合の対応について

暴力行為は、社会において許されない行為であり、暴力を受けた人の人権を著しく侵害することから、学校においてもいかなる理由があっても認められない絶対に許されない行為です。暴力行為を認知した場合、行為に至った背景等の状況把握を行い、しっかりと理解した上で指導や支援を行っていきます。

保護者の皆様には、お子様と共に以下の点についてご確認いただきたいと思います。

- (1) 指導を継続しても児童生徒が暴力行為等を繰り返す場合には、警察による捜査及び調査、児童相談所による措置、家庭裁判所による処分、出席停止の措置等の対象となる場合もあります。

※（参考）出席停止の要件「学校教育法」（生徒指導提要より抜粋）

学校教育法第35条では、出席停止の適用に当たって、性行不良であること、他の児童の教育に妨げがあるという二つの基本的な要件を示しています。「他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為」「職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為」「施設又は設備を損壊する行為」「授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」の4つの行為を類型として例示し、その「一又は二以上を繰り返し行う」ことを出席停止の適用の要件として規定しています。

（裏面へと続く）

- (2) 窃盗、傷害、暴行については被害届の提出に至る場合があります。
(3) 施設や備品の損壊については弁償の対象となります。

※参考（暴力行為と非違行為）

暴力をふるって人にケガをさせた。……………傷害罪（刑法204条）
暴力をふるったが、相手はケガをしなかった。……暴行罪（刑法208条）
暴力によって物を壊した。……………器物損壊罪（刑法261条）

2 いじめ行為等に対する学校の対応について

いじめ行為等は、どの児童生徒にも、どの学校にも起これり得るものです。近年は、SNS等、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多く、また、同じ学級に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点に特徴があります。そのため、いじめの存在に気付くことができなかつたり、事案の抱え込みから事態が深刻化してしまつたりするケースも少なくありません。

※参考（いじめの定義 [いじめ防止対策推進法]）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

児童生徒及び保護者の方からの訴え、教職員の気づき等により、いじめの疑いが生じた時点で、いじめ対策委員会を開き、組織的に調査する方針で対応を行います。その際、以下の点について、保護者の皆様にもご承知おきいただきたいと思います。

- (1) いじめの疑いが生じた時点で、いじめ対策委員を招集し対応を行っていきます。
- (2) 事案内容によっては、関係児童生徒のみならず、保護者間で事案の課題や問題点等を共有する場を設けます。
- (3) 被害児童生徒を守ることを第一に考え、心理的不安に対するSCのカウンセリングを早期に実施するとともに、担任による継続的な面談を行います。また必要に応じて、SSWとの面談を提案することもあります。
- (4) 加害児童生徒に対して、いじめ行為の背景をつかむため、SC及びSSWとの面談等の提案を行う場合があります。
- (5) 事案内容によっては、市福祉部局、加東こども家庭センター、警察と連携する場合があります。

※ SC・・・児童生徒に対する相談、保護者及び教職員に対する相談、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを行う。

※ SSW・・・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携及び調整、保護者・教職員等に対する支援及び相談・情報提供を行う。

【問い合わせ先】

西脇市教育委員会学校教育課
0795-22-3111(4024)
西脇市青少年センター
0795-22-4000